

## 札幌保健医療大学IR(インスティテューショナル・リサーチ)推進室規程

### (目的)

第1条 この規程は、札幌保健医療大学内部質保証の方針に基づき、教育の内部質保証を推進し、効果的な改善・向上につなげることを目的としてインスティテューショナル・リサーチ(Institutional Research) (以下「IR」という。) 推進室を設置するものとし、その業務等に関して必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 本学において「IR」とは、学内外の情報を収集・統合・分析し、本学の教育・学習、学生支援等に係る計画の立案、成果の評価、必要な情報の提供等を通じて、教育等の改善・向上を行うための支援に当たることをいう。

### (業務)

第3条 IR推進室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教育・学習、学生支援等に係る学内外の諸情報の収集・分析及び提供に関すること。
- (2) 教育・学習の成果等に係る調査の実施及び分析に関すること。
- (3) 各種情報の分析結果に基づく改善策等の企画立案及び意思決定の支援に関すること。
- (4) IRに関するデータベースの構築・管理・運用及び資料の作成・公表に関すること。
- (5) IRの普及及び教職員の啓発に関すること。
- (6) その他IRの推進に関すること。

### (組織)

第4条 IR推進室は学長直下に置く。

2 IR推進室は次の各号に掲げる者(以下「構成員」という。)をもって構成する。

- (1) IR推進室長
- (2) IR推進室副室長
- (3) 各学科の教授・准教授・講師・助教から若干名
- (4) 事務職員若干名
- (5) その他学長が必要と認める者

3 学長は、必要に応じて、作業部会を設けることができる。

### (構成員の選任)

第5条 前条第2項に定める構成員の選任は次のとおりとする。

2 IR推進室長は、学長が任命する。

3 IR推進室副室長は、前条第2項第3号の構成員のうちからIR推進室長が推薦し、学長が任命する。

4 各学科の教員は、当該学科の学科長の推薦に基づき、学長が任命する。

5 事務職員は、事務局職員の中から事務局長の推薦に基づき、学長が任命する。

6 前条第2項第5号に定める者は、IR推進室長の推薦に基づき、学長が任命する。

### (運営・管理)

第6条 IR推進室長は、IR推進室の運営を統括する。

2 IR推進室長は、第3条に定める業務を遂行するため、必要に応じて会議を招集する。

3 IR推進室長は、内部質保証推進委員会にIRに係る結果等の報告を行う。

4 IR推進室の構成員は、IR推進室長の統括の下、IR推進室の業務を行う。

5 IR推進室の運営管理に係る統括は、内部質保証推進委員会において行う。

(任期)

第7条 IR推進室の構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(守秘義務)

第8条 IR推進室の構成員及び本学のIRに関わる全ての教職員は、IRに係る諸活動で知り得た事項のうち、秘すべきものについては、他に漏らしてはならない。

(事務)

第9条 IR推進室の事務は、事務局総務課において処理する。

(規程の改廃等)

第10条 この規程の改廃のほか必要な事項は、内部質保証推進委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、2024年9月30日から施行する。